

食事療養負担額変更のお知らせ

近年の食材料費や光熱費等の高騰の影響により、入院時の食事療養負担額が改正されました。

令和8年6月1日から以下のとおり引き上げられます。

所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
一般		1食510円	1食550円
指定難病患者		1食300円	1食330円
区分 才	低所得者Ⅱ	1食240円	1食270円
	低所得者Ⅰ	1食110円	1食130円

全医療機関共通となります。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。 院長